

第十回国会 衆議院 通商産業委員會 議事録 第二十六号

昭和二十六年五月十五日（火曜日）

午後一時四十分開議

出席委員

- 委員長 小金 義照君
- 理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君
- 理事 高橋清治郎君 理事 今澄 勇君
- 今泉 貞雄君 江田斗米吉君
- 小川 平二君 澁谷雄太郎君
- 中村 純一君 金塚 孝君
- 早稻田柳右三門君 加藤 鏡造君
- 出席政府委員

- 通商産業事務局 玉置 敏三君
- （通商機械局長）
- 委員外の出席者

- 通商産業事務局 坂上國三郎君
- （通商機械局長）
- 民生機械課長

五月十五日

委員 河野金吾君及び中村寅太郎君辞任につき、その補充として早稻田柳右三門君及び松本六太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

- 小委員の補充欠任
- 公述人の選定に関する件
- 計量法案（内閣提出第一三七号）
- 計量法施行法案（内閣提出第一四〇号）

○小委員委員長 これより会議を開きます。日程に入る前に御報告を申し上げま

す。委員中村寅太郎君が本日委員を辞任

せられまして、その補充として松本六太郎君が選任されました。小委員の選任につきまして、河口陽一君のあとを松本六太郎君が襲うこととした

次に計量法案の審議に入ります。まず公聴会の公述人の選定についてお諮りいたします。公述人としたしましては機械学代表芝浦工業大学校長松本信太郎君、日本學術會議代表日本學術會議議員池田正二君、製造者代表大和製

鋼専務度量衡工運副会長小野龍三君、府県代表京都府権度課長山本榮吉君、同じく府県代表茨城県権度課長横谷忠政君、市町村代表横浜市役所度量衡係八木房雄君、管理員代表神奈川県計量自治会長長塚田秀敏君、使用者代表官庁郵政省官房資材部用品研究課朝見光君、使用者代表日新化学大阪製造所技術部検査課権度係長長林義一君、言論機関代表共同通信社社会部長高田秀二君、一般公述人尺貫法存続連盟理事長橋本五雄君、佐藤製鋼所顧問佐藤衛治君、以上各界代表十二名を公述人としたいたし存じます。御異議はあります

〔異議なしと稱する者あり〕

○小委員委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

なお公述人の氏名の多少の異動につきましては、委員長及び理事に御一任をお願いいたしますと存じます。

○加藤（總）委員 ちよつと議事進行について、高圧ガス取締法案の審議もおそらく引続行われると思ひます。が、私は高圧ガスの取締法案の重要性

にかんがみて、対象となる企業の実態を十分調査する必要があると思ひます。それで業界の代表というような人を参考人として呼ぶとか、あるいはまた代表的な二、三の工場を視察するというようなことを審議に先だつて行うべきではないかと思ひます。

○小委員委員長 ただいま加藤委員からのご指摘も御意見が御座りました。参考人を呼んで御意見を伺うこと、または工場の現場視察等につきましては、ただちに理事会を開きまして、決定いたしました上に善処いたしますと思ひます。

それでは計量法案及び計量法施行法案を一括議題としたしまして質疑に入ります。質疑の通告があります。順次これを許します。中村幸八君。○中村幸八委員 私はたいま一括議題となりました両法案につきまして、いろいろな面から御質問いたしたいと思ひます。

現行度量衡法は、先般の提案理由の御説明にもありましたように、明治四十二年の制定にかゝるものでありまして、その後大正十年メートル法採用の改正を初め、数次にわたつて改正はせ

られましたが、なおその根本的思想については、制定当時と大した変化はなからぬのであります。そのために業界、業界あるいはまた計量器の使用者というように、各方面から現行度量衡法改正の要望が高まらして、国会におきましても、数次にわたつて同法の改正促進の建議案が提出されたこともあるの

であります。今回政府におきまして、現行度量衡法を全面的に改正いたしまして、計量法並びに計量法施行法案を提案されたことは、計量の適正を確保し、経済の発展と文化の向上に寄与するところ、まことに大なるものと確信いたすものであります。

○中村（幸）委員 この計量法案におきましては、電気関係の単位を取上げておられないように思ふのでありますが、その理由はどういふ点にあるのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○玉置政府委員 現在の度量衡関係におきましては、電気関係は電気測定法というので、別個の法律ができておるのであります。理論的に申し上げれば、あらゆる単位を網羅するといふ点から考えますれば、一括した方が考へて便利であり、理想的のよう考へるのでありますが、従来法律が二つの法律にわかれておつたことと、またその内容におきまして、相当一般の度量衡と違えておるのであります。たと

えば従来の度量衡あるいは今回の計量法案におきましては、製造事業等に対しましては、許可主義をとつておりませぬ。電気測定法の方におきましては、形式承認主義をとつておられるのであります。物の方を重視してやつておるのであります。また度量衡法におきましては、中央と府県、市町村というものが検定を行い、また取締りも府県、市

町村で行つておるのでありますが、電気関係におきましては、府県、市町村を使わないという現状になつておりまして、先ほどのあらゆる点と相当違つた歩み方をして来ておるのであります。従ひまして今回も、従来のやり方、また一般業界の受入れ方におきまして、相当違つた点がござい、ますので、これを分離した次第でござい、ます。いづれ近く電気測定法におきましても、最近の経済界の進歩発展に即応いたしまして、改正をされることに相なつておる次第であります。

○中村(華)委員 たいだいまの御説明でよくわかりましたが、電気関係の単位とその他の単位が、別な法体系によつて支離されるといふことは、取締りあるいは検定の主体を異にし、あるいはまた取締りの効果を異にする。その他いろいろの面にございまして、不利不便な点も多々あると思つております。なるべく近い機会に、この両体系を同一にするように心がけていただきたいと思ひます。

次に伺いたいことは、現行法では、計量器の製造あるいは修理の事業につきまして、免許制をとつておるのであります。今これを改めて許可制にした理由はどこにあるのか、またこれを自由営業にしたかつかつたというのは何ゆゑであるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○玉置政府委員 現在の度量衡法におきましては、製造修理販売につきまして免許制をしておるのであります。これをつくり直した当時は、いわゆる免許と申しますと、特権を付与するといふ法律解釈に相なると思つております。しかしながら情勢の進歩に呼応

して、特権を付与するといふことが相当違つた扱い方になつておつたのであります。それを計量法案におきましては、そういう特権を付与するといふ觀念をなくしまして、一定の、たとえば基準器でありまつか、検査設備とか、製造設備等を備えるものにつきましては、当然許可をしなければならぬといふことで、あらゆる業界の多数の方々の進出することを期待するとともに、その進出される方々に対しまして、一定の技術水準を確保するといふ意味合いから、許可制度をとつた次第であります。また一面におきまして、なぜ自由営業主義にならなかつたかといふ御質問でございますが、大体世界のこういう業界に対する法律的の扱い方としまして、先ほど電気測定法のところで申し上げましたように、形式承認主義をとるといふ考え方が一つ、それから許可主義をとるといふ考え方が一つ、あと自由営業といふ、三つの考え方があり、日本の今までのあり方が、免許主義といふような、特権を付与するといふような法律構成で参りましたこと、また一面におきましては、この度量衡がきわめて優秀な度量衡を製造しなければならぬ、逆に不正な度量衡の製造されることを防止しなければならぬといふ、積極消極の両面から、これを一定の基準を持つた営業者を確保するといふ必要がござい、ますので、自由営業制度をとらなかつたわけでありま。

○中村(華)委員 計量器の製造の事業は、通産大臣の許可を受けることを必要としたしております。また修理の事業は都道府県知事の許可を必要として

おります。さらに販売の事業は都道府県知事の登録を得ることを必要とする、こういうように、製造、修理、販売の三者に対しまして、それぞれ異なる方式をとつておるよう思ひますが、そうした区別をした理由はどこにあるか伺ひたいと思ひます。

○玉置政府委員 製造事業を許可する場合には、法案にもござい、ます。一定の基準器、検査設備、製造設備等を必要とするのでござい、まして、これらを検査といひますか、許可を定めるにつぎましては、相当な知識技術がおりますことと同時に、試作品をつくらすことになつておるのであります。これは非常に設備もいり、また高度の技術もいりまして、これに基いて判断をする必要があるものでありまして、一地方的な立場からこれを判断されることは、全体の發展を阻害することになります。全国的な立場から、しかもこれらの試作品を高度の技術によつて試験をするといふことになりま、す。どうしても中央でやること、一番理想的であり、好ましい姿と考へまして、製造事業につきましては許可を通産大臣にしておるのであります。但しそういう概念に入らない、必要性のないもの、たとえば竹でつくりました長さ計のようなものにつきましては、一部この製造事業の許可を地方官の権限に委任しようといふことを考へておる次第であります。修理事業の方は、さういふ意味合いと違ひまして、一地方的な立場からこれを判断されてさしつかえないものであります。単に修理設備でありますとか、検査設備でありますとか、また修理されたものを検査する基準器といふようなものが整つてさ

れば、これを許可し得ることになりま、すので、でき得る限りこれを地方に許可せしむることは、一面においてまた計量器のサービスといふことを——サービスの普及といひますか、広範囲に行はしむるという気持とも相まちまして、地方長官に許可の権限を規定したわけでありま。販売の方につきましては、従来やはり度量衡法におきましては許可主義をとつておるのであります。これは度量衡といふものが、商取引あるいは商人におきましては、でき得る限り販売機関をたくさんつくと申しますか、普及せしめましてやる必要があるのであります。免許制度をとりますと、その普及度があたかも販売業者をチエックするといふような逆の面も出がちでありますので、これは免許制度といふものを一擲いたしまして、登録制度に今回改めた次第でございます。しかしながら度量衡器はいい品物を一般に販売せしむる必要がござい、ます。その販売するにつぎましては相当の知識を必要とするのであります。従ひましてこれを単に登録制度にしまして、その知識経験を重視するといふ点が一面と、また販売業者を登録することによつて取締るといふ面が非常に容易になりまして、常に度量衡器は一定の精度を持たせて、また優良品を出し得るといふ立場から、販売業者を登録にしまして、一面において度量衡器の普及と、さういふいい度量衡器を販売せしむるという点とを相たせまして、登録制度にして、これを地方長官の権限に一任をいたした次第であります。

○中村(華)委員 そういたしますと、一人の計量器の製造事業者が製造

も修理もまた販売も行うという場合には通産大臣の許可、府県知事の許可、それから府県知事の登録とこの三つの手續を必要とするのであります。あるいは通産大臣の許可を受けておれば、それであつた修理も販売もでき、さういふことになるのですか。

○玉置政府委員 製造事業者は当然その附帯事業といひまして、製造事業の許可を受けましたならば、あえて個別に許可を受けなくとも修理、販売といふものはできることに規定をしております。

○中村(華)委員 計量法案八十六条には、「検定は、政令で定める計量器の区分に従ひ、通商産業大臣又は都道府県知事が行う」とありますが、どういふふうに通産大臣の検定と都道府県知事の検定とをわけをお考へであるか、伺ひます。

○玉置政府委員 この点は、お話通り検定は通産大臣と都道府県知事が行うことになつておりますが、抽象的に申しますと、検定に非常に高度の技術を要しますもの、また検定に膨大な設備を要しますもの、また検定の基準器がその都度調整を要するものといふようなものにつきましては通産大臣が行うことになつて、その他のものにつきましては、あけて都道府県知事が行うことになつておるのであります。

従来議案等におきましても、この点になるべく地方府県に検定を行はしめるようになつたと思ひますが、今、ただいま申し上げましたような抽象的な基準に基きまして、中央の現在行つておりますものにつきましても、さらにこれを地方府県の方に検定を行はしめることになつてお

ると思ひます。

るのであります。ただ御承知のよう
に、検定につきましては検定をする設
備その他の相呼応する受入れ態勢が必
要なことをごさいますから、でき得る
限り地方に検定せしめるといふ方針で
ございませうが、その受入れ態勢の設
備、人員等の完備をまつて地方府県に
移したい。こういふ方針でございま
す。

○中村(幸)委員 計量士の制度と指定
事業場の制度は今回初めて法定せられ
たと思つておりますが、この二つの
制度を設けました理由を承りたい。

○玉置政府委員 計量士の制度は、法
律上は今回新たに設定をしたわけであ
ります。計量行政は非常に複雑であり
ます。また計量器それ自体があらゆる
社会経済生活その他におきまして用
いられておりまして、きわめて広範開
複雑になつておるわけでありませう。
この關係を一々行政面で密接に關係をす
るといふことも非常に困難なことであ
りまして、でき得るならば計量士のよ
うな専門の方々がみずからその国家の
行政事務の一端を背負つていただく
ということと、さらに重要な計量
管理の積極的な仕事もやつていただく
ということができれば、ちやうど官民
一体になりまして非常に好都合な制度
になるのであります。そういう意味合
いにおきまして、今回計量士という制
度を設けまして、かつこの計量士には
原則としていたしまして普通の考え方に
よる國家試験を行います。そういう試験
にパスされた方を置く工場につきまし
ては、いわゆる定期検査を免除する、
あるいは無検定の修理を認めるとい
うような制度を講じて、計量全般の
仕事が一休となつてはかどるよりに定

めた次第でございませう。

○中村(幸)委員 計量行政事務は國家
事務か、地方事務かといふことは、い
ろいろ議論のあるところと思つてお
りませうが、この問題が非常に結果にお
いていろいろ違ひが出て来るのであり
まして、通産省ではこの点どういふ
うにお考えになるか、御意見を承りた
いと思ひます。

○玉置政府委員 結論を先に申し上げ
ますと、私も計量行政事務は國家事
務といふふうにお考えしております。
この計量器といふものは、御承知
のように計量の尺度と相なるものであ
りまして、ちやうど経済取引におきま
して、価値の尺度として貨幣があるの
と同じように、貨幣と計量器というも
のがちやうど相呼応するように考へて
おりまして、貨幣の行政事務といふも
のは國の事務であることは、疑いない
ところでありませう。全部近代國家は
そういうことになつております。従いま
してこの計量事務も國家事務として私
どもは考へておるのであります。あら
ゆる条文にもそういう趣旨のものが出
て参るわけでありませう。ただこれは國
家の事務でありませうが、現実の仕事に
なりませうが、全部が全部國がやる
という必要性はないのでございませう。
この点は先ほどの検定の問題あるいは
取締りの問題、その他におきまして
も、おの／＼その部署をきましまして
地方においてもこれをやつていただく
といふ方針をとつております。

○中村(幸)委員 その点のはつきりい
たしましたから、次の問題に移りたい
と思ひます。現行の度量衡法におきま
しては、検定または取締りの統一保持
あるいはまた適正の確保といふこと
が、非常に困難であるように思つてお
ります。今回の計量法案におきまし
て、検定または取締りに新たに覆審制
度を設けまして、検定の結果に對し不
服ある者は、再検査の申請をすること
ができる、また通産大臣あるいは都道
府県知事、市町村長の処分には不服の
ある者は、異議の申立てをすることがで
きるようになるのであります。この
ために通産省に計量調査官を置いて、
再検査または異議の申立てに關する事
務に従事せしむることになつておるの
であります。この点まことにけつこう
なことと思つております。しかしこ
うした問題が起つた後に、これを直
すという事後の監査を行つて、計量行
政事務の統一と適正をはかるといふ
ことは、もとより非常に大切なことで
あります。問題が起る前に、むしろ問
題が起らないように、事前に計量行政
事務の十分な監査を行ひまして、全国
計量行政事務の統一かつ適正をはか
るといふことが、肝要であると思つて
おります。このために計量調査官をし
て再検査あるいは異議の申立てに關す
る事務のほかに、計量に關する行政事
務の事前監査に當らしめるといふこと
が必要ではないかと思つております
が、この点に關しましては機械局長は
どういふふうにお考えになりますか。

○玉置政府委員 從來からいろいろ計
量検定その他の行政官庁の検定の結
果、あるいは処分につきましては、必
ずしも円滑に行かなかつた面があるの
であります。そういうことを十分防い
で、關係業界の利害を公正にせしむる
ために、お話の通り今回新たに再検査
あるいは異議の申立ての規定を計量法
案に挿入したのであります。事前に
そういうことが起らないようにする
といふのは、もちろん當然のことであ
ります。先ほど申し上げましたよう
に、度量衡の事務といふものは國の事
務と私ども基本的な考へておるわけ
でありまして、今回ただいま申し上げ
ましたような計量調査に當る者は、予算
におきましても多少増員を認められま
した。これらの事務に關与する役人と
いふものは、本来のあり方として、当
然先ほど御指摘のような事前監査につ
きまして実施すべきものと私ども考
えておるのであります。またそれは當
該關係の役人の職務といふものでは、
そういう立場のものでもありまして、こ
の本来の職能は当然出て来るのではな
いかと考へておるのであります。なお
地方府県關係等におきまして、そうい
う行為がないようにいたさなければな
らないのであります。この点につき
ましては、本法案の中にはございま
せんが、かりにそういう遺憾な結果が出
そうであるといふことになりませう
ば、そのときの法令の根拠といふもの
は、私ども地方自治法あるいは國家行
政組織法といふ、それに対応する中央
官庁と地方官庁の取締りといふ、ま
か、監督といふ、でき得る条文に
よりまして、地方の各計量行政が遺憾
にならないように、そういう条文をバ
ックにいたしまして、でき得ること
考へておるのであります。その点は
御指摘の通り、十分私ども遺憾のない
ようになお注意をして進んで行きたい
と考へておる次第であります。

○中村(幸)委員 ただいまの御説明で
はありますが、この計量行政事務が先
ほどの御答弁にありましたように、國
家事務であるという点、この計量法の
全体の建前から見て、通産大臣が總括
的な監督の権限を持つといふことは、
異論はないと思つております。それ
でいろいろ各地方庁に對する監督指導
もできませうが、一応それで私先ほど
お尋ねした目的は達成できるように思
われるのであります。実際はこれが
なか／＼思つて参らぬのが常で
ありまして、一片の通産大臣の通牒あ
るいはただ監督といふことでは、な
かなか計量行政事務の統一の保持ある
いは適正をはかるといふことがむづか
しいと思つております。現に各地方の
検定あるいは取締りの事務は、各府県
によりましていろいろまち／＼である
といふことも聞いております。また具
体的には申し上げませんが、いろ／＼と
地方の役人の間に手かげんというよ
うなものがありまして、業者は地方庁
の役人のただごげんを損しないよう
に戦々きよう／＼としておる。業界は
まつたく萎縮し切つておるといふよ
うなことも、しばしば／＼耳にするので
あります。よつてただいま申し上げた
点につきましては、なお十分御研究の
上、善処せられんことを特に希望いた
す次第であります。

なお計量行政の全国的な統一保持、
あるいは計量法の適切円滑なる施行を
はかりますためには、通産省の中に計
量課といふようなものを設けまして、
専心その衝に當るといふことが必要の
ように思つております。ずつと以前
に、商工省の工務局の中に、監督課で
したか、権度課でしたか、何かそん
な専門の部課があつたように私記憶い
たしておるのであります。現在全国の
都道府県のうちでも、権度課というも

のが設置されておるのは、大阪府と徳島県と聞いております。これでは有効適切な計量行政は行われません。各地方庁を指導する意味から申しまして、通産省の中に専門の課を設けるといふことが、ぜひ必要じやないかと思つておりますが、そういうことができませんか。御意見並びに可能性の有無について伺いたいと思つて

○玉置政府委員 御承知の通り、この計量行政が先ほど申し上げましたように、非常に重要な国家の事務であることを私ども痛感しておるのであります。そういう意味合いにおきまして、ただいま御指摘のように、通産省の中に計量課というのを設けるといふことも、私ども非常に必要を認める次第であります。ただ一面におきまして、現在いろいろな行政組織の全面的な簡素化と申しますか、そういう面も動いておりますし、また近くそういう時期が来ると思つて、そういう時期におきましても、計量を担当する課が、十分一課をなし得るよう、私どもとすれば努力して、この実現をはかることにいたしたいと思つてお

○中村(幸)委員 ぜひそのようにおとりはからいを願いたいと思つて、次に法案第九十四条により、通商産業大臣又は都道府県知事は、検定の申請があつたときは、申請の受理の日から二〇日(政令で定める)以内、その申請に係る計量器の検定をして合格又は不合格の処分をしなければならぬ。この規定が、この規定が、これを規定の義務と申しますか、これを規

定いたしましたのであります。この点は従来わが国の法制には見られなかつた新立法でありまして、私は提案者の勇氣に敬服いたすのであります。さらに百尺竿頭一步を進めまして、その法律効果を百パーセントにいたすするために、正当の事由なくして二十日以内に処分をしなければ、それによつて生じた損害を賠償しなければならぬ、こういうふうな規定する、さらに一層効果があつたと思つて、この点いかがお考えになりますか。

○玉置政府委員 お話の点もつともだと思つて、従来いろいろ検定の日数その他につきまして、関係の方々からもすいぶん御注意を受けましたので、役人側の規律制ということ、本条文を設けたのであります。ただいま御指摘のような点は、内容的にはごもつともあります。特に今の損害賠償その他の点をここに掲げませんでしたのは、国家賠償法に、もしたまたまのような御指摘の場合がありますれば、その条文によつて、相手方に損害を与えたときには賠償し得るといふ規定がございますので、特に本法案に規定をなかつたわけでございます。内容的には、そちらの国家賠償法でそういう場合には考え得ると考へてお

○委員長退席 高木委員長代理着席
○中村(幸)委員 次に手数料の問題であります。別表を見ますと、現行手数料に比較いたしますと、改正手数料は大体五倍あるは二十倍くらいのものであります。千倍にも上るものがあるのではあります。もちろんこの別表に掲げてある金額は、最高限をきめたものでありまして、実際はそれ以下において政令が定めることと思つておりますが、具体的には政令でどの程度にきめるお考えか、現在の物価指

○玉置政府委員 この別表に掲げました手数料は、お話の通り最高手数料を掲げましたこと、あるいは検定料というもののうち、一番手数料の高いものを掲げまして、その以下におきまして、細分類に定めて行く、こういう方針をとつたのであります。大体一、二の例を申し上げたいと思つて、大抵現状の手数料が合理的か否かを申しますと、また手数料を支払われる方から見ますと、きわめて割高についておるものも実はあるのであります。そういう意味合いにおきまして、もしこれを政令その他において定め

かと思つてあります。二%弱になつておるのであります。私ども現在これに基いて考へております案で参りますれば、一・五%ぐらいの結果に終るのじやないかというふうな結果に終るのじやないかと思つて、内容が多少値上りのものも、不合理を直すという点から考へておるのであります。決して独善でやるわけでもありません。なおこの手数料の問題をいろいろやります場合には、審議会にもかけて、十分あらゆる意見を伺つた上で決定をいたしたいと思つて、なお二、三の例につきまして、関係官からちよつと御説明をしたいと思います。

○坂上説明員 長さ計の例をとつてみますと、実自盛付直尺三十センチメートル、竹製のもの例をとつて申し上げますと、現行手数料は十銭でございますが、改正手数料につきましても同額で参る予定でおります。なお金銀製の糸尺五十メートルの二段のもの例を申し上げますと、現行手数料は二十九円でございすが、これは三十円程度になるのじやないかと考へております。なお体積計について申し上げますと、目盛あるガラス製、二デシ立法メートルのものにつきましては、現行法は一円四十銭でありまして、これが一円九十銭、メスフラスコ二百五十CCのものにつきましては、現行手数料七十五銭が、二円、それからガソリン量器、五ガロンものにつきましては、現行法二百円が百五十円になりまして、天びんについて申し上げますと、秤量二百グラム程度のものにつきましては、現行法二百二十五円に對しまして二百円程度、圧力計について申し上げますと、二キログラムを越え三十

五キログラム以下のものにつきましては七円三十銭のものが十円、大体こういうふうなかつこうで、高くなるものもあり、安くなるものもあり、また大体同程度のものもあるというふうなかつこうになつております。

○中村(幸)委員 今具体的に示していただきましたが、別表によつてみますと、十三(4)の口のところで、「その他の温度計」といふのは五十銭が一千元になつておる。二千倍ですね。それから別の口でありますが、「その他の温度計」といふのが一円が一千元となつておる。つまり一千倍になつておる。これは非常に倍数が大き過ぎるよう

○高田説明員 温度計につきましては、現在は物体膨脹による温度計のみを検定しておるわけでありまして、物体の膨脹によると申しますと、水銀を封入いたしましたりあるいはアルコールを封入いたしましたりした温度計だけを検定しておるわけでありまして、ところが今度は種類の分類がふえまして、高温度計、ことに金屬温度計あるいは光温度計、そういうようなものについても検定することになつたのであります。この光温度計につきましては、一箇何百万円ほどの大きな高い計量器でありますので、こ

○中村(幸)委員 それでわかりました。次にお尋ねいたしますが、計量器を検定している間に紛失あるいは破

損するということが往々あり得ると思
うのであります。検定職員の故意また
は過失によりまして紛失あるいは破損
した場合、国家賠償法によりまして、
先ほどお話しのように賠償してもらうと
いうこともできるかと思うのでありま
すが、それとは別に、その場合に手
数料は別途に返還してもらおうとい
うことも必要じやないかと思うのであり
ますが、この点いかがでございますか。
あるいはこの手数料を含めた意味にお
いて、国家賠償法により賠償をして
もらうということもできるような思い
ますが、この点どういふふうなお考
えですか。

○玉置政府委員 その点は私どもは手
数料も含めまして、とにかくその相手
の方々に損害を与えた額ということに
考えておりました、手数料も含め得る
ものと考えております。

○中村(幸)委員 次に検定の有効期間
の問題であります、法案第九十二
条には、検定の有効期間はタクシメ
ーターにあつては一年、ガスメーター
にあつては七年、水道メーターにあつ
ては八年と規定いたしておりますが、
私の知っている限りにおきましては、
優良なるガスメーターは相当長年月の
間使用にたえるのでありまして、七年
はおろか、十年あるいは十五年の耐久
力を持つているものが非常に多いので
あります。この場合に有効期間の制限
によりまして、良品不良品の区別なく
有効期間が切れた場合に使用を禁ぜら
れるというところは、一面資材あるいは
労力、資金の浪費にもなりませんし、ま
たガスメーター製作者の品質、向上、
改善の意欲を阻害するおそれもあるの
であります、よつて計量管理を良心的

に実施しておりますガス事業者には
無期限に使用することを認めるように
修正するか、あるいは法の運用により
まして何か適切な措置をとつていた
だくことができるかどうか、この点お
伺ひいたします。

○玉置政府委員 お話の点、もし有効
期間が過ぎましたならば、その過ぎま
したときに無検定の品物になるわけ
でありまして、優秀なものであります
ば、これをさらに存続して使用すると
いうことが必要だと思ひますし、また
あらゆる面から見ても、そうあつてしか
るべきだと思ひますが、相当検定から長
期間をとつておられますので、その際
はもう一度検定を受けていただきまし
て、検定に合格する条件が整つてお
りますならば、ずつと七年間使えて、ま
た七年目に検定をやつていただくとい
うことになりますれば、その品物自
体は長く使えることに相なると思ひま
す。

○中村(幸)委員 だいたいのお話のよ
うに運用によりましてあらためて検定
をし直す。そうすればまた再び有効期
間の間は使える。こういうことであ
りますが、しかし有効期間が参りまし
たガスメーターを全部一応とりはずし
て、解体して検定を受け直すというこ
とは、非常に煩雜にたえないと思ひ
てあります。あるいはこの場合には抜
打的に検定をするか、大体よければいい
というようにするか、そういうことは
できないものかどうか、この点をお伺
ひしたいと思ひます。

しては、その有効期間の間取締り—
すなわち定期検査等を実施しないわけ
でございます。従つてこれらの計量器
につきましては、有効期間を定めるこ
とによりまして取締りを緩くしてお
るわけでございます。なおその有効期間
経過以後においても、これを存続させ
るようにはいたしません、これを計量
器が持つておきます構造その他から
見まして、大体何年間という平均の価
をとりまして、その期間が切れば大
体計量器としての効用が平均して減少
してなくなるといふ期間をとつてお
りますので、その有効期間が到着いた
しました際には、検定をあらためて受
け直すというところはやむを得ないの
ではないか、こんな考えを持つていま
まはしております、期間が経過するま
でございまして、期間が経過するま
だ以後は、一応やはり家庭に散らば
つておられるのでありますが、そうし
たものを撤収いたしまして、あらため
て検定を受けさせるのが、その計量器の
持つておられる構造上から申し上げま
して適當ではないか、こんな考えを持
つております。

○中村(幸)委員 お説ごもつともとは
思ひますが、ガスメーターあり
るいは水道メーターというふうなもの
は、毎月一回は必ず会社の職員が各家
庭へ参りまして、検定ではありませ
んが、メーターの調べるをするわけ
であります。それで大体需要家も納
得して有効期間を経過するわけであ
ります。そういう場合に十分良心
的にやつておられるというふうな
場合にございまして、一々全部各
家庭からとらずして検定をし直すとい
うのは、非常に煩雜なように思
ひますが、なおこの点は御研究願つて
おきたいと思ひます。

次に計量法施行法案につきまして、
二、三お尋ねいたしておきます。尺貫
法、ヤードポンド法の問題でありま
すが、この尺貫法、ヤードポンド法に
よる計量單位の併用期間は、昭和三十
三年十二月三十一日までとなつてお
ります。この併用期間の経過後にお
きますのは、尺貫法、ヤードポンド法に
よる計量單位の使用はどういふこと
になりますか、また尺貫法、ヤードポ
ンド法による計量器の取扱いはどう
なりますか、聞くところによりま
す。聞くところによりましますと、尺貫
法存続連盟というのがあります、今
回の計量法案にたいへん反対をして
おられるという由であります。その主
張を聞いてみますると、今回の計量
法案は、尺貫法、ヤードポンド法を
阻害しておるメートル法専用法であ
る、わが国の国情を無視し、わが国
固有の信念と熱情を失うおそれがある
だけなく、日常の生活あるいは取引上
に多大の混乱を招くおそれがあるから、
尺貫法、ヤードポンド法をメートル法
と同様に取引上、証明上自由に使用
ができるように修正してもらいたい、
こういうことを言われておられるので
あります。政府におきましては、この
尺貫法存続連盟の主張に對しまして、
どういふふうにお考えになつてお
りますか。先ほど申しました昭和三十
三年十二月末日以後となつても、計
量單位はどの程度に使用ができるもの
か、また計量器の検定等はどうか
なるか、この点詳しくはどうか、
御説明を願ひたいと思ひます。

○玉置政府委員 御承知のように、
度量衡法は非常に古い歴史を持つて
おります。わが国の度量衡関係にお
きましては、いわゆる尺貫法、ヤード
ポンド法、メートル法、この三者が
過去のある時期におきましては同時
に施行されて、あらゆる面で非常
に不都合も出ておつたわけであり
ますが、大正十年以前から、いかに
この基本を持つて行くかというこ
とを慎重に研究されました結果、
大正十年にメートル法を基本とし
て、一定期間尺貫法、ヤードポ
ンド法等を併用するといふことが決
定されたわけでありまします。その
後その国策にのつたりまして、メ
ートル法を基本とするといふ方針
のもとに一貫しまして、あらゆる
メートル法普及の努力が続けられ
て来たのであります。すでに教育
面におきましては、三十四、五歳
の方々にメートル法を基本として教
育をされておられるのであります。
五歳の方はメートル法一本の教育を
受けて来られると思ひのでありま
す。教育関係におきましても、そう
いふことで、これはもう日本全国、
都府県も農村におきましても、全
部その教育を施行されて来られて
おります。また業界におきましても、
すでにメートル法を実施されてお
るというところも相当出てお
ります。その方針が推進されて参
つたのであります。多分これをチ
ェックしたというか、遺憾な
がら競争中その推進力が鈍つた
といふことは言ひ得るかと思
ひます。

〔高木委員長代理退席、委員長着
席〕
そういう方針でずつと一貫して参
つておりました、この法案にお
きましては、メートル法を基本とし
て行くとい

う根本基調におきましては、これを踏襲したのであります。しかもその併用期間におきましては、昭和十四年に、昭和三十三年の末までにするといふことが確立されておるのであります。この点におきましても、現行法のまま踏襲をして参り、施行法案の方にそれを掲げた次第でございます。その三十三年末以後において尺貫法がどういふふうになるかというお尋ねでございますが、この点は現行法でも同様でございますまして、いわゆるメートル法を實施しますのは取引、証明に用いる場合に限るのであります。それ以外の家庭において用います場合とかいふ場合には、これはあえてメートル法に統一する必要もなければ、またその予定もしてないものであります。ただ取引、証明におきましても、土地、建物に關しましては土地台帳、建物台帳等の關係がございまして、これはその準備の完了することが前提になるのであります。すなわち、本法案におきましては、昭和三十三年十二月三十一日以後において政令で定める日ということで、土地、建物につきましては、三十三年末以後一定の日までそれを存続する、逆に言いますとそういうことに相なるわけでありまして、それまでに準備を進めて行くということに相なつておるのであります。また貿易、輸出輸入等におきましては、これは諸外国との關係がございまして、その後におきましても貿易關係はヤードポンド法、尺貫法を使い分けがございましたらば、これも引続き使用できることに相なつております。またその他學術上の場合とか、この法案で参りますれば、その他政令で定める場合といふようなことに

なつておりますが、そういう貿易、學術上の場合、その他抽象的に言いますと、取引、証明以外に用いる場合は、尺貫法も用い得ることになつておるのであります。その後の計量器、度量衡器についてどういふふうになるのかというお尋ねがございましたが、現行法ではその点は検定は打切る、こういうことが明文に書いてあるのでございますが、ただいま申し上げましたように、ヤードポンド法、尺貫法が使用されるものが残つておるので、この範圍におきましては依然検定も續けて行かなければならぬことに相なつて、検定を続行しようということになつておる次第でございます。

○中村(幸)委員 たいだいまの御説明で一応了承いたしました。つきましては昭和三十三年十二月三十一日で尺貫法、ヤードポンド法を打ち切りました場合の準備はどの程度にできておるか、またこれからどういふ準備をしようとしておるか、この点お伺いいたします。

○玉置政府委員 世の中にメートル法の普及をはかるという考え方があります。まず国または地方公共団体が率先してそれを使うことが当然のことと考へましたので、今回施行法の中に、国または地方公共団体はメートル法による計量單位を使用するように最善の努力をしなければならぬということ、国、地方公共団体のあらゆる面にわたつて、メートル法をまず使用するため最善の努力をすることにいたしましたのであります。その他の面につきましては、もちろん教育は従来にも増してメートル法がそのまま推進されて行くことと思ひます。ちようど昭和

三十三年末といふことになりまして、四十二、三歳の方がすでにメートル法の教育を受けたという日本の現状に相なることと思ひます。その他メートル法普及の問題につきましては、あらゆる行政面を通じて実施を促進したいと思ひます。たとへば本年度も、実は映画をつくりまして、かいつかしてしまつて、教育のみならず、そういう社会一般に働きかけ、またラジオ、パンフレットといふようなあらゆる手段を通じて、この七年間の、約八年間の間に成りますが、役所の行政面を通じて、普及を促進して行きたいといふふうにお尋ねしております。

○中村(幸)委員 土地台帳、家屋台帳等の修正は、現在の程度に進んでおりますか。

○玉置政府委員 この点は予算を相当必要とすることに考へておられますので、過去におきましては、相当關係省におきまして審議をされて参つたのであります。現状におきましては、たとえば建築關係等におきましては、今回の建築法等におきましてはメートル法を採用すること、地区その他の問題につきましてはメートル法が実施されることになつておりましたが、全般的から見ますと、非常に遅れておる面がある。それは一番の問題は、予算がどこまでとり得るかということに相着すると思ひます。この点は遅れておるので、今後大蔵省その他とも、この方針に基きまして折衝を續けて参りたいと思ひますが、予算の許す程度と相当比例的に参りますので、本法におきましても、あるいは

三十三年までどこまでできるかといふことを今予測したいのでございまして、とりあえず法律としましては、三十三年末の準備ができて得る段階におきまして、一定の日を定めるといふこととしておる次第でございます。

○中村(幸)委員 尺貫法、ヤードポンド法による計量單位のこと、現行法に規定してないもの、たとえば立坪、水銀柱インチが新しく追加されたようでありまして、將來廃止すべき尺貫法、ヤードポンド法の計量單位を新しく追加したといふのはどういふわけですか。

○玉置政府委員 実は従来の尺貫法の中にもその点あるいは入るべきであつたのではないかと申すのであります。現在すでに今御指摘のようになつた單位が取引、証明その他の面におきまして実施されておるので、これを他の尺貫法の單位と區別する理由は何ものもございません。どちらかといへば、従来の度量衡法に不備があつたものと考へております。しかもそれが現在使われておるので、併用期間中の問題に相なるわけでありまして、これを新しく追加いたしました、整備をしたということになつたのであります。中にはその單位基準として、計量單位が増加したために追加したといふ、必然的に追加せざるを得なかつたといふものも多少出て来ておるわけでありまして。

○中村(幸)委員 新たに追加せられま計量器につきまして、現に製造あるいは修理、販売等の事業を行つておるものは、本法によりましてどういふ取扱ひを受けるのでありますか。またこれらの追加計量器の検定は、

いつから始めになるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○玉置政府委員 現在追加計量器がこの法案におきまして相当ございまして、そのものにつきましては、現在製造されておるものが相当あるわけでございます。これらものにつきまして、一々許可を受けしむるということはいかがかと存じますので、施行後六箇月以内の間に届出をしていただきますならば、この新しい法律案に基きまして、許可をしたと同様の効果を發揮するように、これを許可をしたものとみなすということにして、業界に与える負担あるいはその手数を省略して、安心をしてやつていただけるように考へたのであります。

それから追加計量器につきましての検定は、相當の準備が実にはいるのであります。検定をする方にもちろんのことでありまして、製造業者その他におきましては、許可基準といいたしませんれば、基準器を持たなければならぬとか、検査設備、製造設備をしなければならぬといふような、いろいろの要件がございまして、これらには相當期間を必要といたしますので、実は四段階にわけてございまして、検定におきましては、本法の實施と同時に進行のもの、それから一年後、二年後、三年後といふふうになり、それら準備その他の都合を勘案いたしまして、検定を四段階にわけて、遺憾なく実施するように考へたのであります。また基準器の検査におきましても、これを一律にすることができませんので、ただいま申し上げましたような、検定の實施三箇月前に、当該計量器の基準器は検査を開始するといふことになつておる次第で

あります。また取締り等につきましても、ただいま申し上げましたようにそれぞれ検定の四段階の実施の日から五年間は、この計量法案にいろいろな取締りの規定がございますが、無用の混乱を与えることを極力避ける必要がございますので、検定の実施の日から五年間は、本法案に基づきまず取締りの適用を行わないということにいたして、四段階に順序よく、しかも混乱を起さないように、相当の準備期間をまつて移りかわり得るよう法律上は考えた次第であります。

○中村(幸)委員　まだいろいろこまかいことをお尋ねしたいと思いますが、十八日の公聴会の結果によりまして、あらためてお尋ねいたしたいと思いません。きようはこれで打ち切りまして、留保いたしておきます。

○小金委員長　それでは本日はこの程度にてやめます。次会は明日午後一時といたしておきます。

午後二時五十八分散会

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行